独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	セガサミーホールディングス株式会社	コード	6460
提出日	2020/6/9	異動（予定）日	2020/6/24
独立役員届出書の提出理由	社外取締役である大西洋氏の退任及び定時株主総会にて社外取締役選任議案を付議するため。		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	夏野　剛	社外取締役	○										○					有
2	勝川恒平	社外取締役	○							△			○					有
3	メラニー・ブロック	社外取締役							△									
4	榎本峰夫	社外監査役	○													○		有
5	大久保和孝	社外監査役	○										△					有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	夏野剛氏は、カドカワグループの事業持株会社である㈱KADOKAWAの取締役、及びその子会社である㈱ドワンゴの代表取締役社長をされております。当グループ事業会社各社は㈱KADOKAWA、㈱ドワンゴに業務を委託しておりますが、両社それぞれの連結売上高（2020年3月度）の2%未満であります。 また、社外取締役をされているトランスコスモス㈱との取引もありますが、その取引額も売上高の2%未満であります。（当社の独立性判断基準に定める「2%」を下回っております）	夏野剛氏は、会社経営者としての豊富な経験と情報通信分野における高度な専門知識を有しており、当社の経営に対して、引き続き有益な助言や提言を期待できると判断したため、社外取締役として選任しております。なお、同氏の独立役員の指定につきましては、当社独立性基準に基づき、一般株主との利益相反はないと判断しております。
2	勝川恒平氏は、2005年4月から2007年4月まで、当社の主要な取引先である株式会社三井住友銀行の常務執行役員をされておりました。当社は株式会社三井住友銀行との間に預金、為替等の取引関係があります。	勝川恒平氏は、長年にわたる金融機関での豊富な経験から金融・財務に関する高い見識を備えられており、これら経験と見識を活かし、引き続き当社の経営に対して有益な助言や提言を期待できると判断したため、社外取締役として選任しております。なお、同氏の独立役員の指定につきましては、当社独立性基準に基づき、一般株主との利益相反はないと判断しております。
3	メラニー・ブロック氏は、㈱MelanieBrockAdvisoryの代表取締役を兼任しており、同社との間には2018年8月から2019年4月にかけて取引関係がありましたが、当該取引の総額は1,000万円未満であります。 なお、東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準には抵触しておらず、独立役員に準じるものと判断しておりますが、当社の独立性判断基準(a)ー(1)に過去5年以内に該当していたため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりません。	メラニー・ブロック氏は、当社初の女性かつ外国人取締役として、多様な思考と価値観に基づき、当社の企業統治システムの強化や経営の意思決定に貢献できるとと期待しております。さらに、国際的なビジネスリーダーとしての幅広い経験と豊かな実績から、当社が世界規模のエンタテインメント企業グループとして成長を果たす上でも有益な助言を期待できると判断し、社外取締役として選任しております。
4		榎本峰夫氏は、長年にわたる弁護士としての豊富な経験と高い見識を備えられております。弁護士としての専門的見地から当社の経営に対して適切な助言と提言を期待できると判断したため、引き続き社外監査役として選任しております。なお、同氏の独立役員の指定につきましては、当社独立性基準に基づき、一般株主との利益相反はないと判断しております。
5		大久保和孝氏は、公認会計士資格を有し、長年にわたり監査法人に勤められるとともに、多くの団体で外部委員を務められ幅広い知見と豊富な監査経験を有しており、引き続き当社の経営に対して適切な助言と提言を期待できると判断したため、社外監査役として選任しております。なお、同氏の独立役員の指定につきましては、当社独立性基準に基づき、一般株主との利益相反はないと判断しております。

4．補足説明

（1）当社は、属性情報に係る当社軽微基準を、直近事業年度1ヵ年、当事業年度の開始日から本届出書提出日までの各期間において、jの「取引」については「取引高１億円未満」、lの「寄付」については「1,000万円未満」と定めております。（2）当社は、独立役員選任方針のうち、独立性の基準に関し、東京証券取引所の上場管理等に関するガイドラインを基礎として判断することとしております。

※1　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5　独立役員の選任理由を記載してください。